

平成29年4月27日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年4月27日（木） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号 下限面積（別段の面積）の設定について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

(1) 平成29年度農林水産課事業計画について

(2) 緑の募金について

(3) 平成29年度県農業・農村施策・予算に係る要望書に対する措置状況について

出席委員

2番 生田 政行	4番 倉本 寛	5番 谷 正典	6番 前田 清文
7番 見藤 進	8番 横田 正教	9番 横段 登	10番 榎 真太郎
11番 舩田 定則	12番 佐伯 孝行	13番 出来 悦次	14番 林 武彦
15番 水場 守信	16番 北村 正次	17番 平本 真人	18番 高橋 靖之
19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生
25番 三戸 正宏	26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝
29番 土井 光弘	30番 椋開地 省二	31番 金原 茂之	32番 中野 勇平
33番 坂 孝好	34番 長本 憲	35番 藤原 広	36番 谷 恵介
37番 田中 みわ子			

欠席委員

1番 荒谷 博司	3番 池田 勝憲	21番 山城 和彦	22番 長迫 秀
38番 土井 正純			

事務局

平川事務局長　高屋事務局次長　大番主幹　上川課長補佐　須賀課長補佐

(午前10時)

議長（倉本）：出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成29年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、17番 平本委員、35番 藤原委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、1番 荒谷委員、3番 池田委員、21番 山城委員、22番 長迫委員、38番 土井委員から出ています。

委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにしてください。よろしく願いいたします。

議長：事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに、事前に「資料1 下限面積の設定について」「資料2 平成29年度 事業計画書 農林水産課」「資料3 平成29年度 県農業・農村施策・予算にかかる要望書に対する県の措置状況について」を送付しています。また、本日「呉市農水産業振興ビジョン」の冊子、「緑の募金」のパンフレット、「平成29年度 全国農業図書 普及推進図書」のパンフレット、「JAくれだより」第56号、「JA広島ゆたか広報」第116号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、阿賀中央1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は406㎡の第3種農地です。申請の事由は、申請者は自宅に近接する農地を譲り受け、経営規模を拡大しようとするものです。営農計画は、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。経営面積は、申請地と自作地を併せて10アールありますので、阿賀地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

見 藤 委 員：7番見藤です。現地は休山トンネルの上で、急な傾斜地に1から1.5メートルくらいの幅の細長い畑となっている。よく作られており大丈夫と思う。審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、仁方中筋町〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で763㎡の第3種農地です。申請の事由は、申請者は自宅に近接する農地を譲り受け、経営規模を拡大しようとするものです。営農計画は、水稻の作付けを行う予定です。経営面積は、自作地が10アールありますので、仁方地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

見 藤 委 員：7番見藤です。数年前に今回申請地の上の農地を買っており、今回その下の農地を購入するというものです。昨年1度申請されたが所有者が死亡し、その相続人から購入するというものです。相続人は相続したものの、遠方に住んでおり耕作できないため売却するものです。現地はきれいにされ問題はないので、よろしくご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番と4番は譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町田原2丁目〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,588㎡の第2種農地及び農振農用地区域内の農地です。4番の申請地は、音戸町大字渡子字中原山〇〇〇〇番、地目は畑、面積は737㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢又は遠方に居住しており耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自作地に近い申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図る

ものです。営農計画は、オリーブ等の果樹栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで約142アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎委員：10番榎です。農地所有適格法人がオリーブ栽培を行うため取得するもので、耕作状況はよく問題はない。ご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,657㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方により耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで11アールありますので、川尻地区の下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中野委員：32番中野です。事務局の説明のとおりで、日当たりも良く野菜もよく育つと思う。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、下蒲刈町下島字住吉谷〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,186㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自作地に近い申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。経営面積は、今回の申請地だけで約12アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10ア

ールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

渡 辺 委 員：23番渡辺です。譲受人は農業に非常に熱心であり問題ない。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、蒲刈町宮盛字峠〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で322㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢及び町外に居住しており耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を贈与により譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで約11アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三 戸 委 員：25番三戸です。譲受人は申請地周辺の農地を耕作しており、規模拡大のため取得するというもので何ら問題ない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、警固屋9丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は17㎡の第2種農地です。転用目的は、隣接宅地と併せて駐車場として使用しようとするものです。しかしながら、写真でおわかりのように既に駐車場として利用されてきたことから、「農地法」の手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。関係法令については「都市

計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

見 藤 委 員：7番見藤です。長郷海水浴場と県道を挟んで反対側の土地です。道路沿いの狭小な農地であり、駐車場として使用されるのはやむを得ないと思う。審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、栃原町字峠〇番〇、地目は畑、面積は67㎡の第2種農地です。転用目的は、隣接する宅地、雑種地と一体で住宅敷地として使用しようとするものです。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：2番生田です。このあたりは50年ほど前には峠とって非常に賑やかなところであったが、今はすっかりさびれている。放置すれば荒地になると思われ、庭敷として管理するというのであればありがたいことと思う。ご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、神山1丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で828㎡の第2種農地です。転用目的は、建設業を営む法人が申請地を譲り受け、事業用の駐車場、資材置場、作業スペースとして使用しようとするものです。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：2番生田です。2番で説明した峠から50メートルほど離れたところの土地です。現在草は刈ってあるが、放置すれば荒地になりかねない。適切に管理し、資材置場等として使用するということなのでやむを得ないと思う。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番と5番は譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、郷原町字岩山新開〇〇〇番〇、地目は畑、面積は236㎡の第2種農地です。5番の申請地は、同所〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で109㎡の第2種農地です。転用目的は、4番については資材置場として、5番については駐車場及び資材置場として使用しようとするものです。しかしながら、5番の申請地のうち、〇〇〇番〇については写真でおわかりのように、既に駐車場として利用されてきたことから、「農地法」の手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：2番生田です。やむを得ない事案と思う。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：続きまして、議案第22号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：下限面積の設定についてご説明いたしますので、資料1をご覧ください。記載しておりますように平成21年12月施行の「改正農地法」により、農林水産省令に定める基準に従い公示することにより、下限面積を地域の実情に合わせて設定できるようになりました。また、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年下限面積の

設定又は修正の必要性について審議することとなっています。このため、今年度の下限面積の設定について（１）のとおり提案いたします。

方針として、現行の下限面積（別段の面積）の変更は行わない。その理由として、平成２２年（２０１０年）農林業センサスと平成２７年（２０１５年）農林業センサスを比較し、管内の耕作放棄地の面積が１０２ha減少したためです。農地の確保については、耕作放棄地の解消と発生防止が深く関係していますので、下限面積の設定については、耕作放棄地の面積を一つの目安にしています。数値的には、平成２２年農林業センサスの耕作放棄地の面積は、１，２４４haで平成２７年は１，１４２haです。この５年間で１０２ha耕作放棄地が減少していますので、変更は行わないと提案させて頂きました。

また、参考として資料１の裏面に各地区の下限面積、別段の面積の一覧表を付けています。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ただいまの事務局の説明について、ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議 長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の７ページから１１ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの１ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、７ページから９ページ、農地法第４条の規定による届出が５件、１０ページ、１１ページ、農地法第５条の規定による届出が３件、計８件ありましたので報告します。

議 長：次にその他に入ります。新年度に当たり、市長部局の皆様にはご多忙のところご出席を頂きありがとうございます。平成２９年度事業計画について、呉市農林水産課から説明をお願いします。

なお、今回も誠にすみませんが、説明のみとさせて頂きたいと存じます。委員さんからのご質問等につきましては、後ほど事務局が取りまとめまして、次期総会において一括してご報告させて頂きたいと思っておりますので、総会終了後、事務局に申し出てください。よろしく申し上げます。

農 林 水 産 課：資料２をご覧ください。２ページに農林水産課の組織図を載せています。職員数は、

課長1名、主幹1名、グループでは、予算、庶務関係を担当する企画グループが3名、農業施設、有害鳥獣関係を担当する農林保全グループが5名、担い手の育成や農業振興を担当する農業振興グループが5名、郷原で農業指導を担当する農業振興センターが4名、水産振興を担当する水産振興室が主幹を含め3名、下蒲刈農村環境改善センターの兼務職員が2名の計23名です。

今年度の農林関係の総予算は、6億2,575万5千円です。

平成29年度の事業概要ですが、昨年度策定したお手許の「呉市農水産業振興ビジョン」の施策体系等に基づいて記載しています。今年度の主な事業や農家の皆様にご利用いただける制度等について説明します。

「もうかる農業の推進」ですが、主な事業について説明します。農業地域活性化支援事業は、農産物のブランド力向上や遊休農地の解消等、農業者で構成された団体による新たな取組に対する補助事業です。

広カンラン栽培促進、ブランド化推進事業は、地域の伝統野菜である広カンランの生産量拡大のため、防虫ネット、ポール等の購入費用に対して補助する栽培促進事業と、試食会やイベント開催、加工品開発の推進に取り組むブランド化推進事業です。

酒米増産事業は、昨年度乾燥施設を整備して酒米の増産を図ったところですが、今年度はより一層の増産を推進するため、苗の購入助成を行うものです。

レモンの産地力強化事業は、レモンの増産及び夏場での出荷に対応する流通体制の強化等を行うため、苗木や貯蔵用コンテナの購入助成を行うものです。

オリーブのブランド化推進事業は、遊休農地等を活用してオリーブの栽培促進を図るための取組に対する助成で、苗木や農地を再生する事業等に対する助成です。

有害鳥獣対策事業は、「防御」「捕獲」「広報」「調査研究」の4つを柱として対策をしています。まず「防御」については、防護柵等資材購入助成事業として、新設の資材購入に要する経費の1/3を補助していますが、今年度は新たに防護柵の補修に係る資材購入に要する経費についても補助対象とすることとしています。「捕獲」対策については、猟友会で構成された有害鳥獣捕獲班を編成し有害鳥獣の捕獲業務を委託しています。また、捕獲報償金としてイノシシ、シカを捕獲した者に対して1頭当たり捕獲報償金4,000円、埋設報償金5,000円の助成を行っています。ちなみに、平成27年度のイノシシの捕獲頭数は2,941頭、シカは46頭でしたが、平成28年度はイノシシが2,613頭、シカが47頭で、イノシシが328頭の減、シカはほぼ横ばい状態です。イノシシ等に関する相談は、農林水産課までお願いします。

「農業の担い手の確保、育成」ですが、新規就農者総合支援事業は、市内に就農する農業

者に対し、技術習得や設備取得に要する経費の助成や、国の制度である青年就農給付金（経営開始型）を交付し、次代の担い手の育成、確保に努める事業です。なお、青年就農給付金は、今年度より農業次世代人材投資資金に変更されましたが内容は同じです。

「農地の効率的な利用」ですが、農地利用集積促進事業は、5年以上の貸借をした農地の借り手側に対して助成する制度です。

多世代交流型農村環境保全事業は、地域活動団体による農業用施設等の維持・保全活動に対する助成制度です。

多世代交流型農業施設原材料支給事業は、農業者等が行う農業用施設の維持補修に必要な原材料を支給する事業です。

「農業の多面的機能の維持」ですが、中山間地域等直接支払事業は、平成27年度から第4期に入っており、平成29年度の参加予定協定数は12協定の予定です。

「森林の整備、保全」ですが、森林・林業体験活動事業は、小学校に出向いて行う森林学習や森林インストラクター養成講座等を実施し、森林の持つ機能の重要性について普及啓発を図ることとしています。

松くい虫防除事業は、森林保全を図るため、薬剤の地上散布、伐倒駆除などの予防、駆除対策を総合的に行っています。

以上で農林関係の今年度の事業計画の説明を終わりますが、詳細については農林水産課までご相談ください。

最後に、今年度も緑の募金へのご協力をお願いします。お手許のパンフレットをご覧ください。平成28年度の広島県の緑の募金額は、約2,653万円で、呉市では約127万円の募金のご協力をいただきました。この募金は、身近な森林の整備や、さまざまな緑化活動に活用されています。今年度も、緑豊かな呉市のまちづくりのため募金のご協力をお願いします。

なお、「呉市農水産業振興ビジョン」は、10年後の呉市の農水産業の姿を示したもので、参考にしてください。

議

長：ただ今の説明について、ご質疑・ご意見ございましたら総会終了後事務局までお願いします。

なお、緑の募金につきましては、例年どおり委員協議会より一人あたり400円を募金い

たしますので、ご了解ください。

議 長：「平成29年度 県農業・農村施策・予算にかかる要望書に対する県の措置状況について」事務局の説明をお願いします。

事務局：資料3をお願いします。これは県内各市町の農業委員会の要望を、広島県農業会議が取りまとめ、広島県に要望を行ったものに対する回答です。ご精読ください。なお、この中の6「守るべき農地」を早急に明らかにする取り組みの推進は、呉市農業委員会として要望した事項に対する回答です。

議 長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回総会は、平成29年5月31日 水曜日 午前10時から
場所は、呉市役所7階、755から758号室です。

議 長：以上で平成29年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時40分)